

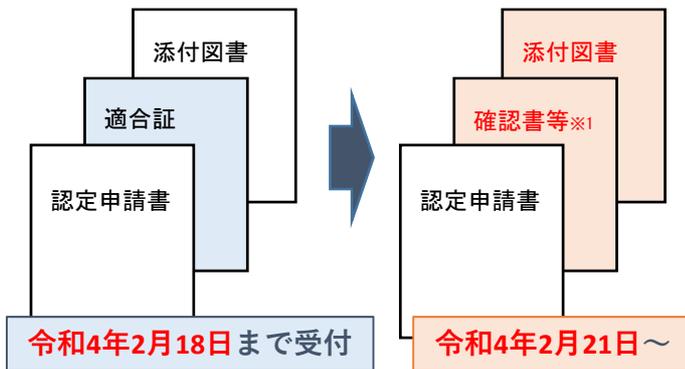
令和4年2月21日から 長期優良住宅の認定申請手続きが変更となります

山陽小野田市

「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」の一部が令和4年2月20日に施行されます。

これを受けて、長期優良住宅の認定申請手続き等に変更がありますのでお知らせします。

①認定申請に添付できる図書の変更



○これまで、申請書に登録住宅性能評価機関が交付する適合証の添付をすることができましたが、**令和4年2月21日以降は適合証の添付を廃止とし、代わりに確認書等※1の添付をすることとなります。**

○確認書等の添付をせず、審査に必要な図書を添付した申請もできます。

※1 確認書等：当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し
(住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正により新設される条項に基づくもの)

令和4年2月18日（金）までに窓口に着した申請について、適合証添付を有効とし、以降は受付できません。

★認定申請手数料も12,000円に変更となります。

②災害配慮基準の新設

市が認定を行う地域では、以下の区域内における長期優良住宅の認定は原則として行わないこととします。

地すべり防止区域	地すべり防止法 第3条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条第1項

【注意事項】

建築基準法第6条第1項第四号に該当する住宅のみ。

ただし建築基準法等に基づき県知事の許可を必要とする住宅を除く。

お問合せ先：山陽小野田市都市計画課建築指導室 TEL:0836-82-1215